

神出病院 前管理者等の「精神保健指定医」取消しについて

1. 第1回専門分科会における議論

- ・精神科医療の要である「精神保健指定医（以下「指定医」という。）」が役割を果たしていないことは明白。管理者を含めた指定医の役割を問うてほしい。
- ・指定医のはく奪を検討すべき。
- ・病棟で起こっていることを院長や医師が知らないということはある得ない。もしそうなら、医療をしているとは全く言えない。知って容認しているなら、基本的な医療体制に問題がある。いずれにしろ診療報酬請求の虚偽にあたるのではないか。

2. 神戸市の対応方針

- ・法第19条の2第4項の規定に基づき、同条第2項の「指定医として著しく不相当と認められるとき」に該当すると思料し、その旨を厚生労働大臣に通知（報告）する。

3. 進捗状況

(1) 管理者（前院長）

- ・令和3年3月22日付で厚生労働大臣宛に通知（報告）書を提出し、同24日に受理された。

※報告の要旨

虐待行為等、患者に対する不適切な取り扱いがあったことについて、職員に対する監督責任の観点から、精神科病院の管理者として不適当な対応があり、この点が精神保健指定医に対する処分事由に該当すると思料される。

(2) 管理者以外の指定医（主治医等）

- ・個々の指定医については、関係者の証言をより多く集める必要があったため、令和2年12月から令和3年1月にかけて、追加の職員ヒアリング調査及び職員アンケート調査（第2回目）を実施した。
- ・これらの追加調査で得られた証言を含め、これまで把握した情報をもとに、処分事由に該当すると思料される旨の報告書の提出について検討している。

4. その他

(1) 神出病院 前院長の退職

- ・虐待事件や不適切隔離が行われていた当時の管理者については、令和3年2月28日をもって院長職を退かれ、さらに3月20日をもって医療法人財団 兵庫錦秀会を退職されている。

(2) 指定医取消しに関する神戸市の考え方

- ・「精神保健指定医」の制度は、特に人権上適切な配慮を要する精神科医療に当たる医師について、患者の人権にも十分に配慮した医療を行うに必要な資質を備えているとして厚生労働大臣が指定するものである。
- ・今回、本市が行った指定医取消しの報告は、このような制度の趣旨に基づき、特定の「精神科医療に当たる医師」について精神保健指定医としての適・不適を問うものであって、現に管理者の立場にあるか否かとは直接関係せず、当初の予定どおり厚生労働大臣に通知したものである。

【参考条文】精神保健福祉法

(指定の取消し等)

第十九条の二 指定医がその医師免許を取り消され、又は期間を定めて医業の停止を命ぜられたときは、厚生労働大臣は、その指定を取り消さなければならない。

- 2 指定医がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反したとき又はその職務に関し著しく不当な行為を行つたときその他指定医として著しく不相当と認められるときは、厚生労働大臣は、その指定を取り消し、又は期間を定めてその職務の停止を命ずることができる。
- 3 厚生労働大臣は、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 都道府県知事は、指定医について第二項に該当すると思料するときは、その旨を厚生労働大臣に通知することができる。

<参考> 第2回 職員アンケート調査の結果

1. 調査の概要

- (1) 目的 第1回専門分科会での意見を受け、不適切隔離等に関する指定医の関与など対して追加調査を行うため。
- (2) 実施期間 令和2年12月11日(金)～25日(金)(令和3年1月13日まで延長)
- (3) 対象者 神出病院の全職員約218名
(医師、看護師、精神保健福祉士、作業療法士、看護助手、事務職等)
- (4) 実施方法 ・病院事務局に依頼し、全職員に配布。
・回収は専用の返信用封筒にて、回答者が神戸市に直接郵送することとした。
※当初実施期間終了後、病院事務局に対し、積極的な回答への勧奨を依頼した。
- (5) 回収数 122人(回収率:6割弱)
- (6) その他 匿名可、職種の回答も任意、個人を特定できる内容は非公開

2. 結果の概要

(1) 虐待について

- ① 虐待事件加害者の裁判における「ずいぶん前から虐待等の行為が蔓延していた」との証言について、122人中12人が「自分も行ってた」(あだ名で呼ぶ)、56人が「見たり聞いたりしたことがある」と回答。
- ② 「いつからか」については平成25年(9人)、平成27年(6人)が多く、平成24年以前の回答もあった(5人)。(この問いについては、回答者の就職時期の影響があると思われる。)

(2) 違法な隔離について

- ① 122人中77人が、違法な隔離を「行ったことがある」「見たり聞いたりしたことがある」と回答。
- ② 実施していた病棟については、全ての病棟があがっていた。
- ③ 指定医の関与について、122人中71人(約6割)が指定医は「知っていた」(28人)「知っていたはず」(43人)と回答。院長については122人中74人(約6割)が「知っていた」(28人)「知っていたはず」(46人)と回答。

医療法人財団 兵庫錦秀会における調査委員会の設置について

1. 第1回専門分科会における議論

- ・第三者委員会は人選が一番大事である。神戸市が人選に深く関与する必要がある。また、少なくとも神戸市からのオブザーバー参加は必要である。
- ・行政の目が入る形での第三者委員会をやって、病院自身が自分から変わりたいと考えるところまでいかないと、小手先のことをしていたらまた発生する。

2. 神戸市と法人との協議・今後の対応

神戸市から兵庫錦秀会・神出病院に対し、①神戸市が推薦する有識者（専門分科会委員（複数名）を想定）を委員就任、②神戸市職員がオブザーバーとして参加すること、を協議した。

協議の結果、この委員会が病院職員の懲戒処分まで取り扱うものであるため、今回は、神戸市が推薦する有識者の委員就任ではなく、法人が選任した外部委員を入れて開催することとした。具体的には、令和2年12月より調査組織を設置（危機管理委員会）し、法人としての調査を開始した。

第3回目の委員会（令和3年2月）より、神戸市職員がオブザーバー参加をしている。

3. 危機管理委員会について

(1) メンバー

- ① 医療法人財団 兵庫錦秀会及び神出病院の主要職員
- ② 医療法人 錦秀会（グループ本部）の幹部職員
- ③ 外部委員（精神科医）3名
- ④ 神戸市職員（※オブザーバー）

(2) 運営

- ・令和2年12月に設置され、令和3年1月（第2回）から実質的に調査を開始している。
- ・委員会の設置主体は兵庫錦秀会であるが、調査を主導するのは医療法人 錦秀会（グループ本部）である。
- ・神戸市は令和3年2月の第3回委員会よりオブザーバーとして参加している。
- ・委員会の調査と並行して、医療法人 錦秀会（グループ本部）による病院職員のヒアリング調査が行われており、その結果が委員会での調査に随時フィードバック

されている。

4. 神戸市としての考え方・今後の対応

- ・入院患者数の減少や医療従事者の退職など、神出病院の運営を取り巻く状況は厳しくなっており、特に医療法人 錦秀会（グループ本部）が神出病院の改革に向け、相当力を入れて取り組んでいることが、オブザーバー参加を通じて確認できている。
- ・神出病院が独自に入院患者の転院希望調査を行い、希望者の転院を進めている。また、危機管理委員会によるヒアリング調査に対して、病院職員が積極的に応じるなど、新体制のもとで患者本位の医療への転換が図られつつあることも確認できている。
- ・神戸市としては、まずはオブザーバーとして参加しつつ、兵庫錦秀会・神出病院の調査や改善の結果を見る必要があると考えている。
- ・なお、危機管理委員会と連動する形で、病院の具体的な改善方策を検討する組織が立ち上げられ、神戸市の参画が求められる予定である。この組織への参画を通じ、より積極的に神出病院の改善指導を進めていくことができると考えている。

<参考>危機管理委員会の開催状況

- ① 12月25日
 - ・設置目的・委員選任・会議運営方法等の確認
- ② 1月13日
 - ・虐待防止委員会（院内組織）の実施内容に関する報告
 - ・職員ヒアリング実施の確認
 - ・神戸市からの参画依頼に関する検討
- ③ 2月26日（※この回から神戸市職員がオブザーバー参加）
 - ・院長への質疑応答
- ④ 3月10日
 - ・幹部職員への質疑応答
- ⑤ 4月14日

入院患者・家族の転院希望ヒアリングについて

1. 第1回専門分科会における議論

- ・改善、再発防止のために、神戸市だけではなく、外部の者が協力して病院に入っていくことが必要。ピアサポーターや、専門家である PSW や弁護士などが入って、患者・家族からの話を聞くことが必要。
- ・患者全員に聞き取りを行い、転院したいとか声をもっと広くとって、希望を実現できる取り組みが必要。

2. 神戸市の対応方針・進捗状況

- ・入院患者・家族の意向調査（ヒアリング）を、兵庫県精神保健福祉士協会の協力を得て実施する。（今後、調査実施にかかる細目について協議を行う）
- ・法的な位置づけは、精神保健福祉法第 36 条の 8 に基づく立ち入り調査（公権力の行使）である。

3. その他

(1) 神出病院の独自調査について

- ・令和 2 年 11 月、神出病院は独自に入院患者の家族に対する意向調査を実施した。
- ・結果の詳細は確認していないが、病院から「入院患者（家族）全員を対象に調査を行い、転院を希望した 17 人のうち、すでに 9 人の転院が実現した。残る 8 人は対応中。」という話を聞いている。
- ・今後、神戸市がヒアリング調査を実施する際には、病院が実施した意向調査の詳細を確認し、可能な限り情報を提供していただいたうえで、ヒアリングを円滑に進めたい。

病院職員の研修の充実について

1. 第1回専門分科会における議論

- ・管理体制ができていない管理者が適切な研修を実施はできない。外部に研修をさせなければならない。
- ・年1回の研修では全くたりない。外部（他病院）研修への参加、精神看護専門認定看護師の活用等、研修の充実が必要。
- ・医師、看護師を、他の病院へ研修に出すことが必要。そうすれば自院の異常さに気付くはず。

2. 神戸市の対応方針

- ① これまでの調査から、神出病院では職員の研修機会が十分には確保されておらず、特に職員を外部機関・団体が実施する研修に参加させることが非常に少なかったことが把握できている。
- ② これをふまえ、まずは外部研修（リモートを含む）を積極的に取り入れた、新たな職員研修計画を策定するよう指導している。
- ③ 今後は、この研修計画に沿った職員の教育研修の実施状況を随時確認し、指導・助言を行っていく。

3. 進捗状況

- ・令和3年3月に実施した令和2年度の定例実地指導の際、職員の教育・研修に対する病院の考え方を確認し、新たな研修計画の策定を病院に求めた。
- ・なお、病院としては、研修に関する方針を転換し、外部の研修や他病院の従事者との交流の場に積極的に参加していくこととしている。

精神科病院実地指導の強化

1. 実地指導の強化

できるだけ早期に不適切行為につながる糸口を発見するため、令和2年度より調査にかける時間を倍増させ、増えた時間はすべて「聴き取り調査」に充てる。

- ①体制 従 来…基本4人で調査
今年度…基本5人に増員

(精神保健指定医、精神保健福祉相談員、保健師、事務職員)

- ②時間 従 来…半日(最大3.5時間程度)
今年度…半日×2回(最大7時間程度)

- ③内容 ・「入院患者・医療従事者との直接対話(ヒアリング)」を大幅に拡大する。
・精神保健指定医による入院患者の診察(実地審査)の人数を増やす。

2. 令和2年度の実施結果

(1) 進捗状況

- ・令和2年度は例年より早く、8月から実地指導を開始したが、神出病院に対する追加調査を優先させたことや緊急事態宣言の発出などにより、現時点で全14病院中9病院の実施にとどまっている。
- ・残る5病院については、令和3年5月中に実施する予定である。

(2) 法令違反の状況

- ・ここまでのところ、大きな法令違反事項はなかったが、法令で診療録に記載が義務付けられている事項の記録が漏れているなどの違反事項が確認できたため、文書により改善を求めることとしている。

(3) ヒアリング結果

- ・9病院合計で入院患者83人、医療従事者90人から話を聞くことができたが、暴行・虐待といった重大な不適切行為の確認につながるような証言はなかった。
- ・入院患者から職員の暴言に関する訴えを聴きとったケースがあり、後日、個別調査を行ったが、暴言の事実はなかったことを確認した。
- ・職員の中から見た病院の問題点、課題といった話を聞くこともあり、病院に対する指導・監督を行ううえで参考になる。

3. 実地審査について

- ・実地指導と同時に行う実地審査(本市指定医による患者の診察)についても、これ

まで各病院 2 名程度しか実施していなかったが、今年度は 9 病院で合計 63 人の診察を行った。

- ・診察の結果、入院形態について概ね適正であったが、医療保護入院から任意入院への切り換えを検討するよう求めたケースが 4 件あった。

4. 令和 3 年度に向けた課題と対応

- ・令和 2 年度の実地指導の終了後、結果を検証のうえ、今後のあり方を検討するが、実施方法を変更した初年度なので、今の方法を継続実施する方向で考えている。

※マスコミで「長期にわたる身体拘束の継続」を問題視する報道がなされた。身体拘束などの行動制限については従来からチェックを行っているが、令和 3 年度においては重点項目とし、長期にわたるケースは全件、精神保健指定医による患者の状況確認や行動制限最小化に向けた取り組み内容などのチェックを行いたいと考えている。

行政への確実な報告・通報の徹底

1. 神戸市独自の取り組み

(1) 法令上の課題

- ・例えば看護職員による入院患者への虐待が院内で発生した場合、それを病院管理者やその他の職員が把握しても、精神保健福祉法や障害者虐待防止法において、行政への通報義務がない。

(2) 神戸市独自の取り組み

- ・神戸市では国に対し法令改正を要望しているが、その結果を待たず、独自の取り組みとして市内の精神科病院（14施設）に対し、主として以下の点を遵守することを確認している。（令和2年7月30日）

- ① 虐待、暴行を含む不適切行為が疑われる事案が発生した場合には、速やかに神戸市保健所に報告すること。また、資料の一切を保全し、保健所による円滑な調査の実施に協力すること。
- ② 病院職員等が入院患者への不適切な処遇を発見した場合は、保健所に速やかに通報できるよう、その通報先を院内に掲示し、職員に広く周知すること。
- ③ 虐待防止マニュアルを整備し、職員に周知するとともに、人権尊重や倫理をテーマとした職員研修を実施すること。（外部研修への参加を含む。）

2. 令和2年度の対応状況

(1) 入院患者や病院職員からの通報

- ・令和3年3月末現在で、入院患者や職員からの通報・相談は延べ件で75件あり、通報手段は電話が72件、電子メールが2件、ファックスが1件となっている。
- ・全体的に、通報・相談の内容に具体性がなかったり、主訴が把握しにくいものも多いが、内容が具体的なものについては匿名・実名に関わらず、病院側に事実確認を行っており、実際に病院へ出向いて調査を行ったケースが5件あった。

(2) 精神科病院からの通報

- ・精神科病院からの通報（報告）は令和3年3月末現在で2件あり、臨時実地指導を行ったうえで、病院において改善の取り組みに着手している。
- ・また、職員の暴言について、院内の調査委員会で十分調べたうえで「虐待行為とまでは言えない」と結論付けられたが、経過の報告をいただいたものが1件あった。

(3) その他のケース

- ・ある精神科病院からの転院患者を受け入れた別の一般科の病院から、元の精神科病院の入院時における虐待を疑う旨の通報があった。
- ・患者の体の一部に皮下出血が見られた事例であるが、この件については、看護記録等の資料を確認できる可能性が高いうちに対応すべく、元の精神科病院への立ち入り調査を事前通告なく直ちに行った。
- ・なお、本件に関する調査は概ね終えており、「虐待」ではなく、看護・介護中の「事故」の可能性が高いとみている。

3. 令和3年度に向けた課題と対応

(1) 入院患者や病院職員からの通報

- ・患者からの通報・・・精神疾患に基づく具体性のない通報が多い。
- ・職員からの通報・・・職員間のトラブルに基づく虚偽の通報と考えられるものも見られる。

↓

- ・当課において調査の必要性を検討する際、先入観にとられるなどして、本来対応すべき通報を見落とすことがないよう留意しつつ、当面、現状どおりの対応を継続する。

(2) 精神科病院からの通報

- ・一部の病院については意識の定着が見られるが、まだ数は少ないため、引き続き実地指導等の機会を利用し、「保健所への通報の徹底」「病院職員への周知の徹底」を図っていく。

虐待行為発見時の通報義務化に向けた法改正への取り組み

1. 現行制度の問題点

- ・病院内で発生する暴行や虐待を、カルテや看護日誌等の記録類だけから把握することは困難であり、「聴き取り調査」や「医療従事者からの通報・相談」を通じて、虐待等の端緒をつかむ必要がある。
- ・ところが、虐待を把握した病院管理者（院長）や職員には、精神保健福祉法上や医療法上は、行政への通報義務がない。また、障害者虐待防止法においても医療機関は通報義務付けの対象外となっており、行政が虐待等に関する情報を把握しにくい制度となっている。

2. 神戸市の取り組み

主に障害者虐待防止法を改正し、医療機関にも行政への通報義務を課すよう、国に求めている。

(1) 国家予算要望（夏）

「令和 3 年度 国家予算に対する提案・要望」に盛り込み、令和 2 年 7 月に国へ提出した。

(2) 国家予算要望（冬）

「令和 3 年度 国家予算編成に対する重点要望」に盛り込み、令和 2 年 11 月、厚生労働省の担当課に対し直接要望活動を行った。

(3) 神戸市会による意見書提出

令和 2 年 10 月、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の改正を求める意見書」が神戸市会において可決され、衆参両院・内閣総理大臣・厚生労働大臣宛に提出された。

3. 国の動き

- ・医療機関における障害者に対する虐待を障害者虐待防止法の通報義務に含めることについて、厚生労働省は、平成 29 年度の有識者による検討の結果を踏まえ、
 - ① 医療機関等障害の有無に関係なく利用する機関においては、障害者への虐待のみが通報対象となる不整合が生じる
 - ② 各機関における虐待に類似した事案を防止する精神保健福祉法等の既存法令と重複する部分の調整の必要性が生じる

といった課題があり、通報義務の対象に含めることよりも、まずは既存の法制度において対応可能なことの充実・強化を図り、運用上の改善を進めることが適当であると認識している。

- ・これを受けて、令和 2 年度には国が実施する障害者虐待防止・権利擁護研修について、受講対象を医療機関等の関係者に拡大するなどしている。

4. 神戸市の方針

- ・神戸市では令和 2 年 7 月末より、独自に精神科病院に対し、不適切行為発見時の行政への通報を強く要請している。実際、この制度に基づき、精神科病院より連絡を受けたことが令和 2 年度中に 2 件あった。
- ・神戸市では実地指導などの機会をとらえ、独自制度の定着を確実なものとしつつ、国に対する法改正の要望も引き続き行っていく。

<参考>市内の精神科病院における虐待事案の把握状況

平成 26 年度	2 件
平成 27 年度	0 件
平成 28 年度	0 件
平成 29 年度	0 件
平成 30 年度	1 件
令和元年度	3 件
令和 2 年度	3 件

